

議案第 6 号

東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 5 年 3 月 23 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市場 一 也

1 提案理由

令和 5 年 4 月 1 日付けの組織体制の見直しにより教育監の職を設置することに伴いその職務権限を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 市場 一也

東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する訓令

(東広島市学校安全ボランティア表彰要綱の一部改正)

第1条 東広島市学校安全ボランティア表彰要綱(平成19年東広島市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「教育調整監」を「教育監」に、「青少年育成課長及び生涯学習課長」を「生涯学習課長及び青少年育成課長」に改める。

(東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会事務局職務権限規程(平成20年東広島市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(教育監の基本的な職務権限)

第7条の2 教育監(職の設置規則別表第1に掲げる教育監をいう。第20条第1項において同じ。)は、上級の職位の命を受け、教育長及び部長を補佐し、命ぜられた部の事務を整理するとともに、部長が不在のときは、所管する事務についてその職務を代理する。

第20条第1項の表教育長の項中「学校教育部次長」及び「生涯学習部次長」を削り、同表部長の項第1順位の欄中「次長」を「教育監、次長」に改め、「調整監(」の右に「それぞれ、」を加える。

別表第1の1の表6の部中

「

4 公文書の公開の可否の決定等 (1) 請求等に対する決定等 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 審査請求に係る弁明		○ ○	○
5 個人情報の開示の可否の決定等 (1) 請求に係る開示等の決定 (2) 審査請求に係る諮問		○ ○	

を

」

「

4 公文書の公開の可否の決定等 (1) 請求等に対する決定等 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 審査請求に係る弁明等		重要なもの ○	一般的なもの ○
5 個人情報の開示の可否の決定等 (1) 請求に係る開示等の決定 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 審査請求に係る弁明等		重要なもの ○	一般的なもの ○

に改める。

」

別表第2の1の表教育総務課の部に次のように加える。

1 3 学校 体育施設 の開放に 関する事 務	1 施設利用団体の登録			○	
	2 施設の使用の許可			○	

別表第2の2の表生涯学習課の部1の項中

「

1 生涯学習事業の年間計画の決定			○	
2 生涯学習推進本部の幹事会の開催		○		

を

」

「

生涯学習事業の年間計画の決定			○	
----------------	--	--	---	--

に改め、同表スポ

」

一ツ振興課の部 3 の項を削る。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東広島市学校安全ボランティア表彰要綱（平成19年東広島市教育委員会訓令第5号）新旧対照表

新	旧
<p>(審査委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委員 学校教育部長、生涯学習部長、<u>教育監</u>、教育総務課長、学事課長、指導課長、<u>生涯学習課長及び青少年育成課長</u></p>	<p>(審査委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委員 学校教育部長、生涯学習部長、<u>教育調整監</u>、教育総務課長、学事課長、指導課長、<u>青少年育成課長及び生涯学習課長</u></p>

東広島市教育委員会事務局職務権限規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

新					旧				
<p>(教育監の基本的な職務権限)</p> <p>第7条の2 <u>教育監（職の設置規則別表第1に掲げる教育監をいう。第20条第1項において同じ。）は、上級の職位の命を受け、教育長及び部長を補佐し、命ぜられた部の事務を整理するとともに、部長が不在のときは、所管する事務についてその職務を代理する。</u></p>									
<p>(代理決裁)</p> <p>第20条 代理決裁を行う職位及びその順位は、次の表のとおりとする。</p>					<p>(代理決裁)</p> <p>第20条 代理決裁を行う職位及びその順位は、次の表のとおりとする。</p>				
順位 決裁権者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	順位 決裁権者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
教育長	学校教育部長	生涯学習部長	_____	_____	教育長	学校教育部長	生涯学習部長	<u>学校教育部次長</u>	<u>生涯学習部次長</u>
部長	<u>教育監、次長</u> 又は調整監 (それぞれ、その職務に属するものに限る。)	他の次長（あらかじめ部長が指名した者に限る。）	当該事務を主管する課長		部長	<u>次長</u> 又は調整監 (_____その職務に属するものに限る。)	他の次長（あらかじめ部長が指名した者に限る。）	当該事務を主管する課長	
課長	参事（職の設置規則別表第1に掲げる参事をいう。以下同じ。）	課長補佐（職の設置規則別表第1に掲げる課長補佐及び別表第2に掲げる所長補佐のうち、あらかじめ課長が指名したものに限る。以下同じ。）	主管係長		課長	参事（職の設置規則別表第1に掲げる参事をいう。以下同じ。）	課長補佐（職の設置規則別表第1に掲げる課長補佐及び別表第2に掲げる所長補佐のうち、あらかじめ課長が指名したものに限る。以下同じ。）	主管係長	
2 (略)					2 (略)				

新						旧							
別表第1（第13条、第18条関係） 1 一般事項						別表第1（第13条、第18条関係） 1 一般事項							
事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位		
		教育長	部長	課長				教育長	部長	課長			
(略)						(略)							
6 文書管理	4 公文書の公開の可否の決定等 (1) 請求等に対する決定等 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 審査請求に係る弁明等		重要なもの ○	一般的なもの ○	総務部長 総務課長	6 文書管理	4 公文書の公開の可否の決定等 (1) 請求等に対する決定等 (2) 審査請求に係る諮問 (3) 審査請求に係る弁明等		○		総務部長 総務課長		
			重要なもの ○	一般的なもの ○	総務部長 総務課長				○	○	総務部長 総務課長		
(略)						(略)							
別表第2（第13条、第18条関係） 1 学校教育部						別表第2（第13条、第18条関係） 1 学校教育部							
組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
			教育長	部長	課長					教育長	部長	課長	
(略)													
教育総務課	13 学校 体育施設 の開放に 関する事 務	1 施設利用団 体の登録			○	教育総務課	(新設)						
		2 施設の使用 の許可			○								
(略)													

新						旧							
2 生涯学習部						2 生涯学習部							
組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位	組織名	事務の種類	職務権限事項	決裁区分			合議先職位
			教育長	部長	課長					教育長	部長	課長	
生涯学習課	1 生涯学習の推進に関する事務	生涯学習事業の年間計画の決定			○	生涯学習課	1 生涯学習の推進に関する事務	1 生涯学習事業の年間計画の決定			○		
								2 生涯学習推進本部の幹事会の開催		○			
(略)						(略)							
スポーツ振興課	(削る)					スポーツ振興課	3 学校体育施設の開放に関する事務	1 施設利用団体の登録			○		
								2 施設の使用の許可			○		
(略)						(略)							